



国際ロータリー第2590地区 川崎百合丘ロータリークラブ

Weekly Report

2014～2015年度

■ 会長 井上 勇 ■ 幹事 井上 久 ■ 会報 中村 和広

平成27年1月13日(火) 第1750回例会



作者の言葉

我々も百合丘ロータリークラブのメンバーとして、この多岐にわたる活動の中で、お互いに支え合い、協力し、共に成長していきたい。そして、地域社会に貢献していきたい。そんな思いで、日々活動しています。井上 勇

例会日 毎週火曜日 12:30～13:30
例会会場 ホテルモリノ7F TEL 044-966-1300

川崎百合丘ロータリークラブ ホームページ
<http://www.kawasaki-yurigaoka-rc.jp/>

第1750回例会記録 平成27年1月13日(火) 25/46回

<点鐘> 井上勇会長

<ソング> 我等の生業

<お客様ご紹介> 井上勇会長

米山奨学生 マリア・マグダレナさん
井上勇会長より奨学金が渡されました。



ポール・ハリス・フェロー 碓井会員、中島眞一会員、
佐藤会員、北島会員、渡邊会員、大西会員
井上勇会長より記念品が贈られました。

<表彰> 井上勇会長

会員推薦 大矢会員、鈴木清会員



第1752回	1月27日	招聘卓話①
第1753回	2月3日	委員会報告
第1754回	2月10日	クラブ協議会

※諸事情により、スケジュールは変更になる場合があります。

<祝い事> 中島健児親睦委員
 会員誕生 笠会員、尾崎会員、鈴木文夫会員、安藤
 志子会員、山口会員、赤本会員、石坂会員
 入会記念 渡邊会員、中村会員、関山会員
 配偶者誕生 小島会員、嶋会員、渡邊会員の奥様



<会長報告> 井上勇会長

先に、理事会報告です。

- ・上期地区資金送金 中途入会者の分、処理いたしました。
- ・下期人頭分担金、米山奨学会、普通寄付ロータリーの友購買、地区資金送金の件、送金いたしました。
- ・第2590地区 第1、第2、第3グループ合同IM パンフレットをご覧ください
- ・川崎西RC 2月第1例会に齊藤パストガバナーと高良ガバナーノミニーと担当者がガバナー補佐とディナーパーティーのホストの依頼で来られます。以下、会長報告です
- 1. 2015～16年度派遣学生オリエンテーション開催の件 藤崎さんが参加いたします。
2/7(土) 14:00～16:00 ブリーズベイホテル
- 2. 米山記念奨学下半期普通寄付・地区資金振込依頼の件
- 3. 第2590地区 第1、第2、第3グループ合同IMリーフレット送付について
- 4. 安全パトロール用物品貸出しについて
- 5. 川崎・しんゆり芸術祭(アルテリッカしんゆり)実行委員会の報告

<幹事報告> 井上久幹事

- *文書着 新川崎RC 川崎中原RC
- *その他
- ・神奈川RCより卓話のご案内が来ております。

・40周年記念積立 今月分より会費特別徴収いたしますので、ご承知おきください。

<ニコニコ委員会> 赤本委員長

井上勇会長→「新年会大変お疲れ様でした。今年一年よろしくお祈いします」。井上久幹事→「福家会員、本日の卓話よろしくお祈いいたします」。関山会員→「久しぶりです。色々ありがとうございます」。中村会員→「『ミスモ箱根英語版』がお陰様で好評です。12月に日経新聞、先週は日本テレビ『スッキリ!!』で紹介されました」。以下、感謝をこめてニコニコへ。安藤美恵子会員、安藤志子会員、福家会員、石坂会員、嶋志田会員、小島会員、中島健児会員、中島眞一会員、野島会員、大矢会員、親松会員、佐藤会員、鈴木文夫会員、鈴木清会員、玉井会員、鶴飼会員、碓井会員、山口会員、結城会員、赤本会員。

<出席委員会> 山口委員長

	会員	出席	欠席	メイク	出席率
第1750回	40	28	12		70%
第1749回	40	33	7		82.5%

<ニコニコ・財団・米山委員会>

	今回		累計	
ニコニコ	24件	26,000円	680件	758,931円
財団	2件	24,160円	17件	212,880円
ベネファクター	0件	0円	2件	204,000円
米山	3件	30,000円	32件	413,000円

<ロータリー財団委員会> 佐藤委員長

関山会員、木庭会員よりいただきました。

<米山奨学委員会> 玉井委員

鈴木文夫会員→「1/22に71才になります。あと10年は元気でありたいと思っています」。安藤志子会員→「70代最後を元気に迎えられました」。山口会員→「今年も元気で迎えられるようにしたいですね」。

本日のプログラム

<会員卓話> 福家会員

私は、昭和39年に司法試験に合格して、辻誠先生という後に日本弁護士連合会の会長になる弁護士の事務所に入り、17年間修業をし、その後、銀座の八丁目に事務所を開き、現在は弁護士7人が働く福家総合法律事務所の代表をしております。

印象に残っている事件を少しお話しします。まず1件目は若い頃に手懸けた医療過誤事件です。この事件は、ある婦人が不妊治療のために産婦人科で卵管通気法という治療を受けたところ、空気栓塞を生じ脳の細胞が壊死してしまい、一時は植物人間になってしまったというものです。

私は、なんで脳に空気が行ったのか分からず、いろいろ考えこんでいたのですが、当時上野正吉という東京大学の法医学の先生の本を読んでいたところ、ヨーロッパの墮胎術の民間療法としてラッパのようなもので陰に空気を送り込むというところが行われており、この民間療法によって空気栓塞が生ずることがあるということで、この症状が紹介されていたのですが、その症状がその婦人の症例と全く同じなのです。

そこで、慶応大学の図書館に通ったところ、欧米ではなんと27例の同じような症例が報告されていることが見つかったのです。また、日本の大学の先生の書いた教科書を調べたところ、わずかに一例、外国では卵管通気法によって空気栓塞が生ずることが報告されているが日本では報告されていないと書かれておりました。そこで、これは日本の産科医療に対する警告だと考えて損害賠償請求を請求する訴訟を提起しましたが、その施術をした先生が素晴らしい人で、訴訟を提起したところ、自ら学会に報告し、勉強が足りなかったとして休院して大学に戻り勉強をしておしているという話をお聞きし、また婦人は極めて幸いなことに多少回復し、不十分ながら普通の生活ができるようになっておりました。そこで当時500万円(今でいうと4000万円位)の賠償金をいただいて和解で解決しました。

なお、この卵管通気法は危険であることから見直され、空気中には水に吸収されない窒素が含まれていることから、空気栓塞を生ずるとして、現在では水に溶ける炭酸ガスか水が使用されるようになっておることです。

最後に皆様にとって参考になるかと思うお話を是非したいと思います。私が担当した事件で最も長期間を要した裁判の例を申し上げ、是非元気に内遺言をしておくことをお勧めしたいと思います。

その事件は、極めて有名で資産家の病院長が死亡したことによって生じた遺産相続の事件です。その方の逝去されたのは昭和62年で、その御遺族の1人の方から御相談を受けました。その内容は遺言書があり、その遺言書によって長男が全ての財産を継ぐことになっているが遺言書は被相続人が癌で治療を受け死亡する数日前に公証人により作成されたも

のであるということでした。

結局御遺族の間で延々と話し合いがされたのですが、話し合いは決裂し、私は遺言無効の訴えを起すことになり、これは最高裁まで上告されたのですが結論から言うと勝訴しました。その最高裁の判決後に遺産分割の調停を起し、それが解決したのが平成17年です。なんと、相続人は19年に亘って遺産分割で争ったこととなります。

この事件は、遺産についてはきっちりと遺言書を作成しておかないと相続人らは争わざるを得ないことになることがあるということと、遺言は頭脳のしっかりしているうちに作成するべきで、癌などの末期になって作成するとカルテや看護日誌を法廷に出され、その作成時に遺言作成能力が存在していたのかどうかについて争われることとなるのですが、これは事後から見ると判断の極めて難しい事柄であり、裁判が長期化し、相続人らが大変苦しめることとなるということです。

今次の司法改革について申し上げますと、裁判員裁判は成功したものの1つであり、刑事裁判の中に市民が入ったということが大変素晴らしい結果を齎しつつあるものと思います。しかし、裁判員裁判には速記録がないのです。アメリカのように、その日の5時頃になると、その日の裁判の速記録が売り出され、当事者はこれを買受け、それによってその日の証言を確認検討し、次の法廷を準備するという制度が日本にも導入されるべきであると考えています。

また、今次の司法改革によって、法曹人口を年間500人から一挙に2000人余に増加させたことによって、検察官のなり手がなかったことを改善されたことは大変良かった。しかし、その増加があまりにも急激で司法修習が終わっても就職口がない者が何百人と輩出している現実はなんとかしないと若い優秀な方々が法曹を志望しなくなる虞れがあります。

なんとか①裁判員裁判に速記録記録を作成する、②法曹養成人口を年1500名程度にする、ことに皆様の御理解と御支援をいただきたいと思っております。

